

令和7年度港湾運送事業者等原油価格高騰緊急支援事業 【補助金の交付申請手続き等の流れ】

1. 事業周知・募集期間



2. 交付申請書類作成～提出

<R7年分>

○申請書類一式(燃料量はR7.4～12月の給油実績)

<R8年分>

○申請書類一式(燃料量はR8.1～3月の給油見込)

3. 申請書類審査

4. 交付決定通知

5. 実績報告～補助金交付 (R7年分)



6. 実績報告～補助金交付 (R8年分)



7. 仕入控除税額に伴う 補助金額の一部返還

○募集期間: R7.12.25(木)～R8.1.23(金) ○申請希望の事業者の方は、まず下記担当者までご連絡願います。
福島県 港湾課 港湾整備担当 吉田 TEL:024-521-7496

<R7年分>

○申請書類一式(燃料量はR7.4～12月の給油実績)

○申請締切: R8.1.23(金) 厳守

○提出先は港湾課(港湾整備担当)とし、窓口又は郵送とする。

○申請頂いた書類の内容を港湾課で審査後、関係部署での審査・調整を経て、補助金の交付決定通知を各事業者へ送付します(3月中旬までの送付を予定)。

○補助対象期間の終了後、速やかに**実績報告書(第6号様式)**を提出願います。

○実績報告書の内容を確認後、額の確定を行う。

○額が確定した事業者からの**請求書(第7号様式)**を受理後、補助金を交付します。
(3月下旬の入金を予定)

○補助対象期間の終了後、速やかに**実績報告書(第6号様式)**を提出願います。

○実績報告書の内容を確認後、額の確定を行う。

○額が確定した事業者からの**請求書(第7号様式)**を受理後、補助金を交付します。
(5月下旬の入金を予定)

○補助対象期間分の消費税の確定申告完了後、仕入れに係る**消費税相当額報告書(第8号様式)**を提出願います。
○必要に応じて、仕入れに係る消費税相当額の返還通知を各事業者へ送付しますので、返還をお願いします。